

# 清新地区防災計画



(令和4年10月策定)

清新地区自主防災協議会

清新地区まちづくり会議

# 清新地区防災計画 目次

## 1. 総則

第1章	清新地区防災計画の方針	
1	目的	1
2	計画の構成及び組織編成	1
3	計画の修正	2
第2章	自助・共助の基本及び地区居住者等の役割	
1	地区居住者の役割	3
2	自主防災隊の役割	3
3	避難所運営協議会の役割	4
4	事業者の役割	4
5	高層共同住宅管理者等の役割	4
第3章	清新地区の概要	
1	概況	5
2	土地利用	5
3	人口	5

## 2. 災害予防計画

第1章	災害に強い地区づくり	
1	基本方針	6
2	自主防災隊のあり方	6
3	自主防災隊の編成と各班の役割	6
4	避難所運営協議会のあり方	8
5	避難所運営協議会の編成と各作業班の役割	9
6	出火防止及び初期消火対策	10
7	火災延焼対策	10
8	災害危険の把握	10
9	高層共同住宅の災害対策	11
10	新型コロナウイルス等感染症対策	11
第2章	災害に対する備え	
1	基本方針	12
2	防災知識の普及・啓発	12
3	災害に備えた各家庭での取組	12
4	防災訓練の実施	13
5	防災資機材等の点検・管理	13
6	災害時要援護者の把握、避難支援体制	14

## 3. 応急対策計画

第1章	清新地区災害対策本部活動	
1	清新地区災害対策本部の設置	15
2	清新地区本部の活動	15
3	災害時の動員・連絡体制	15
4	情報の収集・伝達	15
5	清新地区本部の廃止	15

第2章	応急対策活動	
1	水防活動・初期消火活動	16
2	救出・救護・搬送	16
3	避難誘導	17
4	災害時要援護者対策	17
5	住民の安否確認等	17
6	在宅避難者の把握・支援	18
7	避難所運営	18
8	車中泊等の避難所外避難者への対応	18
9	多様な視点に基づいた避難所等の運営	18
10	ボランティアとの連携	18
11	他組織との連携	19
12	南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対策	20

# 1. 総 則

## 第1章 清新地区防災計画の方針

### 1 目 的

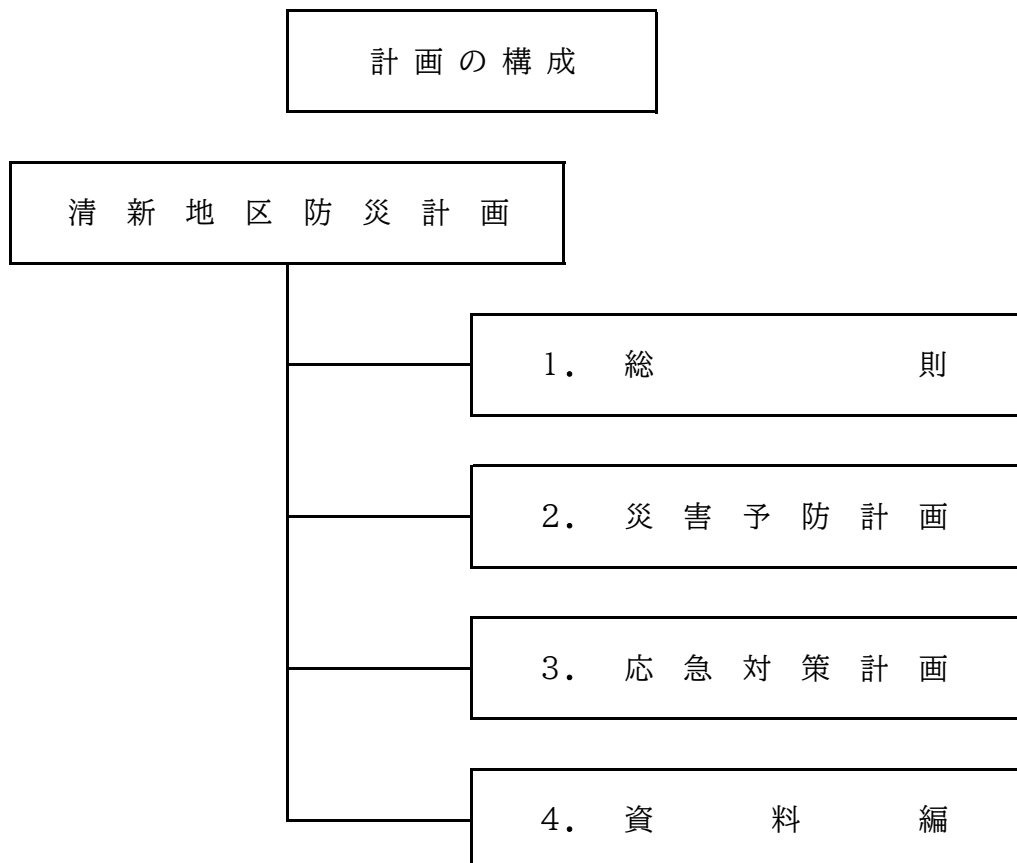
東日本大震災をはじめ、これまでの多くの災害の教訓からも、大規模災害の発災直後には、消防や各行政機関など、「公助」による対応にも限界があるため、自らの身は自ら守る「自助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の考え方を基本に、発災時に市民や地区自らが対応できる体制をつくることが重要である。

このため、地区の特性や実情に応じて、大地震や風水害など様々な災害の危険性を考慮しながら、地区として目指す防災体制の目標を掲げ、目標達成に向けた地区として取り組むべき対策等を推進し、地区における防災力を高めることを目的とする。

### 2 計画の構成及び組織編成

清新地区防災計画は、総則、災害予防計画、応急対策計画及び資料編で構成する。

清新地区防災計画のもととなる組織は、地区に密着した活動が不可欠なため、自治会等を母体とした単位自主防災隊とし、また、地区としての連絡体制や協力体制を確保し、災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、地区連合自治会を単位とした地区連合自主防災隊とする。



【 清新地区防災体系図 】



3 計画の修正

この計画は、必要に応じて清新地区自主防災協議会において検討を加え、必要があるときはこれを修正する。

また、多様な意見を反映できるように、計画の検討・修正の際は、男女問わず、事業所等の参画を促進するために、清新地区まちづくり会議に提案し、意見を問う。

## 第2章 自助・共助の基本及び地区居住者等の役割

### 1 地区居住者の役割

- (1) 「自らの身は自ら守る（自助）」及び「自分たちのまちは自分たちで守る（共助）」という考えを持ち、防災訓練など地区の防災活動に積極的に参加し、日頃から各個人や事業所の防災行動力向上及び相互協力関係の強化、災害時の連絡体制の整備やルールづくりをすすめ、災害に強い居住者と地区を形成する。
- (2) 常に災害に対する備えを怠らず、住居や所有若しくは使用する建造物等の安全性を確保するとともに、非常時に備えて少なくとも最低3日以上以上の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄、非常持出し品の準備など「自助」の取組を実施する。  
また、過去の災害の教訓を伝承し、災害時には自らの情報（困り事、協力できる事項等）を発信する。
- (3) 災害時には、共助の視点の下、地区とりわけ近隣世帯、いわゆる「隣近所」が相互に協力して助け合い、情報の把握、出火の防止、初期消火、救出・救護等に努めるとともに、避難するに当たっては、災害時要援護者の支援を行い、冷静かつ積極的に行動する。
- (4) 自主防災隊へ参加し、体制等の整備、教育訓練に協力するとともに、災害時には地区の住民・事業者と連携して各種活動を円滑に実施するよう「共助」の取組を実施する。
- (5) その他  
市及び各防災関係機関の行う防災対策活動に協力する。

### 2 自主防災隊の役割

- (1) 年度ごとに市へ提出する単位自主防災組織編成（変更）及び清新地区連合自主防災組織編成（変更）届出書を清新地区自主防災協議会に提出する。
- (2) 日頃から、地区内の危険箇所、避難経路、災害時要援護者等の状況等を把握し、地区内の防災に係る指針の策定、支援体制、地区の防災マップ、防災活動用資機材の整備、点検を実施する。
- (3) 隊の班編成や活動内容を明確にしておき、隊員の教育訓練を推進するとともに、地区住民の参加、地区事業者との連携の促進等、地区全体の防災力を向上させる取組を実施する。  
防災訓練実施後は、訓練結果（訓練内容等）を清新地区自主防災協議会と共有する。
- (4) 災害時には、情報の収集・伝達、救出・救護、消火、避難誘導、避難所の運営協力、災害時要援護者の支援等を実施する。

### 3 避難所運営協議会の役割

- (1) 年度ごとに市へ提出する避難所運営協議会運営要項、避難所運営本部組織図及び避難所運営協議会役員名簿を清新地区自主防災協議会に提出する。
- (2) 日頃から、避難所の運営方法や避難所での生活ルール等、避難所を運営する上で必要な事項を協議し、必要に応じて避難所運営マニュアルを修正するとともに、地区住民に対して避難所運営方法の周知徹底を図る。
- (3) 避難所運営マニュアルに基づき、地区住民が参加した訓練等を実施するなどして、当該マニュアルの改善を図る。  
訓練実施後は、訓練結果（訓練内容等）を清新地区自主防災協議会と共有する。
- (4) 災害時には、避難所担当市職員の避難所開設に協力、作業班員及び避難者代表等と連携し避難所運営本部を立ち上げ、避難所での生活ルールの調整、さまざまな組織との連絡調整等、円滑な避難所運営を実施する。

### 4 事業者の役割

- (1) 日頃から、その管理する施設及び設備の耐震性の確保、従業員等の発災時の一斉帰宅抑制のための3日以上以上の食料及び飲料水等の備蓄、初期消火、救出・救護等のための資機材の整備、従業員の安否確認及び従業員と家族の連絡手段の確保、さらに、従業員の防災訓練や防災に関する研修等の積極的な実施に努める。
- (2) 対策の責任者を定め、災害が発生した場合の従業員のとるべき行動を明確にし、地区住民及び自主防災隊と連携して、地区における防災活動に参加する等、地区の共助に取り組むよう努める。
- (3) 災害時には、行政、地区住民及び自主防災組隊と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出・救護、避難誘導、帰宅困難者対策等を積極的に行うよう努める。

### 5 高層共同住宅管理者等の役割

- (1) 日頃から、建物の整備及び耐震性の維持、確保に努める。
- (2) 地震等によるエレベーターや電気、ガス、上下水道等の停止を想定した、居住者の生活支援対策用設備及び資機材の整備並びに共同住宅内の自主防災体制の整備に努める。
- (3) 周辺住民や自主防災隊との連携強化に努める。
- (4) 災害時には、居住者等の防災活動を統括するとともに、高層階居住者の生活支援対策を実施するよう努める

## 第3章 清新地区の概要

### 1 概況

清新地区は、相模原都市建設区画整理事業の実施により、大規模な区画整理が行われた地域で、良好な住宅地が形成されているとともに、相模原駅周辺を中心として、整然とした道路網が形成され、交通、商業、事業施設などの多様な都市機能が集積されており、相模原市の中心的な地域として発展してきている。

相模原駅や南橋本駅周辺には高層住宅や商業施設の立地が目立っている。

### 2 土地利用

清新地区は、JR横浜線相模原駅の南側からJR相模線南橋本駅を超えて展開する市街地で、相模原駅前には商店街、幹線道路沿いには商業施設やロードサイド型の店舗が多く立ち並んでいる。全体的な土地利用としては宅地が1/3と多く、駅周辺は集合住宅が目立つほか、地区の中程や国道16号南側は閑静な住宅街が形成されている。

地区の西側には、JR相模線が南北に走っており、南橋本駅西側の国道129号沿いには大きな工場が立地し、JR相模線沿いには、流通系の施設も複数存在している。

また、地区の中央を国道16号が横断し、地区の西部をJR相模線が縦貫していることから、地区内にやや分断が見られる状況である。

### 3 人口

令和4年4月1日現在(住民基本台帳人口)の清新地区の人口は31,336人で、世帯数は16,252世帯となっている。中央区全体に占める人口割合は11.5%で、中央区9地区のなかでも4番目の人口規模となっている。



## 2. 災害予防計画

### 第1章 災害に強い地区づくり

#### 1 基本方針

清新地区は、震災時の火災や火災による延焼被害等を最小限にとどめるため、倒壊の危険性のある空き家対策、高層共同住宅等の災害対策及び地区の特性及び実情に応じた災害対策を促進し、地区住民等の生命と財産を守る災害に強い地区づくりを推進する。

#### 2 自主防災隊のあり方

- (1) 自治会等を中心とした単位自主防災隊及び地区連合を中心とした地区連合自主防災隊を編成する。
- (2) 災害時に円滑な活動ができるよう隊の充実強化を図るための訓練等を定期的実施する。
- (3) 隊の具体的な活動目安を定めるなどにより、隊員のモチベーションの向上を図る。

#### 3 自主防災隊の編成と各班の役割

##### (1) 単位自主防災隊

単位自主防災隊は、自治会の規模や活動の状況等に応じて編成することが大切であり、円滑な防災活動を行えるよう、以下の内容に沿った組織づくりとする。

##### 【 単位自主防災隊：組織編成 】

隊長	・ 地区連合自主防災隊との連絡調整 ・ 防災訓練等の計画・実施 ・ 組織内の情報伝達体制の整備
副隊長	・ 自主防災隊長の補佐 ・ 避難所に参集し、自治会の避難者情報等の収集、自主防災隊長への報告
防災部長	・ 自主防災隊の指揮・統括 ・ 防災活動に係る各班への専門的、技術的指導
各班（活動班）	・ 防災に係る諸活動

##### 【 単位自主防災隊：各班の組織編成 】

本部	一時（いつとき）避難場所と各班の調整 地域全体の防災活動の統率
情報連絡班	情報の収集・伝達活動、地域内の巡回・警備
初期消火班	消火器等による初期消火活動
救出・救護班	負傷者の救出・救護活動
避難誘導班	住民の避難誘導活動
避難所運営班	避難所の運営活動
給食・給水班	炊き出し等給食・給水活動
災害時要援護者支援班	災害時要援護者への支援活動

【 単位自主防災隊：各班の平常時・災害時の役割 】

	平 常 時	災 害 時
情報連絡班	啓発活動、情報伝達訓練及び連絡様式の準備等を行う。	被害情報等を収集し、地区連合自主防災隊を通じて、市の現地対策班に連絡するとともに、正しい情報を住民に伝達する。また、地区内の巡回・警備を実施する。
初期消火班	消火技術の習得や消火器等の事前点検を行うとともに、地域の事業所が持つ自衛消防隊との連絡体制の構築に努める。また、消火栓や防火水槽の位置等を調査・把握する。	安全を確保しつつ、初期消火活動を行い、火災の拡大を防御する。
救出・救護班	救出の方法、応急手当の方法、担架搬送の要領等の技術を習得する。	周囲の人の協力を求め、負傷者等の救出・救護活動を行う。負傷者の応急手当と救護所への搬送。
避難誘導班	避難経路の安全チェック、危険要素のチェックを行う。	全員が安全に避難できるように避難誘導を行う。避難者の安全確保安全確認を行う。
避難所運営班	避難所運営協議会での事前協議への参加、避難所運営本部の立ち上げ及び運営方法についての訓練等を行う。	避難所へ参集し、施設管理者や市の避難所担当職員等と協力し、「避難所運営本部」を立ち上げ、避難所の自主的な運営を行う。 また、避難生活に必要な各種作業を分担して行う。
給食・給水班	炊き出しの方法、給食の配分方法給水方法を習得する。	給食・給水のルールをつくり、秩序ある給食・給水活動を行う。
災害時要援護者支援班	要援護者の把握、支援方法の確立に努める。	関係団体や地域の住民と協力して、要援護者各人の要望を親身になって聞き、要援護者支援活動に取り組む。

## (2) 地区連合自主防災隊

地区連合自主防災隊は、災害時に地区の防災活動を円滑に行えるよう、以下の内容に沿った組織づくりとする。

### 【 地区連合自主防災隊：組織編成 】

隊長	・ 防災に関わる市との連絡調整 ・ 地域防災訓練等の計画・実施 ・ 地区連合自主防災隊間の連絡協力体制づくり	
副隊長	地区連合防災隊長の補佐	
幹事	清新公民館長	市内の被害情報等の収集、地区連合防災隊長への報告
	地区社会福祉協議会会長	災害時ボランティア要請の受付、相談、受入、支援
	地区民生委員児童委員協議会会長	災害時要援護者対策
	防災専門員	防災活動に係る専門的、技術的指導・指揮

### 【 地区連合自主防災隊：平常時・災害時の役割 】

平常時	災害時
<p>平常時、災害時を想定した地区防災活動の訓練、地区の状況、資機材確認等を行う。</p> <p>各单位自主防災隊及び各避難所運営本部との情報の収集・伝達方法の確認、防災知識の普及・啓発活動（過去の災害事例、全国各地の災害から学ぶ教訓、いざという時役立つ知識やテクニック、地域防災計画と自分たちの地区との関係）、危険箇所（ブロック塀、がけ）などの把握と防災マップの作成、災害時の活動に備えての訓練の実施を行う。</p> <p>隊は、市や単位自主防災組織との間に立ち、防災関連情報等の連絡や防災訓練等に関する調整などを行っておく。</p>	<p>災害時、相模原市中央区で震度5強の地震が発生した場合に隊員は、速やかに清新公民館に集合する。</p> <p>隊は、清新地区災害対策本部を設置し、単位自主防災隊・避難所・市（現地対策班）との間に立ち、情報のとりまとめ・伝達活動を行う。</p> <p>単位自主防災隊や避難所間の連絡・調整をするとともに、被害の大きいところに集中的な対応を行うなど、地区全体を見据えた効果的な災害対応を行う。</p> <p>なお、地区連合自主防災隊の基地は、市の現地対策班とともに、清新公民館に設置する。</p>

## 4 避難所運営協議会のあり方

(1) 地区内に所在する避難所ごとに避難所運営協議会を組織する。

- ① 小山小学校 避難所運営協議会
- ② 清新小学校 避難所運営協議会
- ③ 清新中学校 避難所運営協議会

(2) 災害時に円滑な避難所運営ができるよう、事前協議や訓練等を定期的実施する。

(3) 地域の特性等を考慮した、避難所運営マニュアルを整備する。

## 5 避難所運営協議会の編成と各作業班の役割

避難所運営協議会は、災害時に円滑な避難所運営を行えるよう、以下の内容に沿った組織づくりとする。

### 【 平常時 避難所運営協議会：組織編成 】

災害時における避難所の開設・運営を円滑に行うため、日頃から「避難所運営マニュアル」を整備し、避難所運営方法の周知徹底を図るとともに、地区連合自主防災隊との連携のもと、運営に必要な訓練を行う。

自治会から選出された委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所運営方法の検討</li> <li>・ 避難所生活ルールの作成</li> <li>・ 地区連合自主防災隊間の連絡協力体制づくり</li> <li>・ 運営方法及び生活ルールに基づいた訓練の実施</li> </ul>
避難所担当市職員	
施設管理者（校長等）	
防災専門員	
その他協議会が必要と認める者	

### 【 災害時 避難所運営協議会：組織編成 】

平常時の避難所運営協議会に避難者の代表者と避難所運営を分担して行う作業班で構成する避難所運営本部を立ち上げる。

自治会から選出された委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 円滑な避難所運営</li> <li>・ 避難所生活ルールの調整</li> <li>・ さまざまな組織との連絡調整</li> </ul>
避難所担当市職員	
施設管理者（校長等）	
防災専門員	
その他協議会が必要と認める者	
避難者の代表	
自治会から選出された作業班員	

### 【 災害時 避難所運営各作業班の役割 】

各作業班は、自主防災組織から選出された班員だけでなく、避難所を利用する人も班員として加わってもらう。

管理班	避難所の管理全般
情報班	避難者名簿作成、現地対策班との情報交換・連絡調整
衛生班	衛生対策
救護班	負傷者等への救護活動
要援護者支援班	災害時要援護者への対応
給水班	生活用水の確保
救援物資班	生活必需品の管理、受け入れ、分配
炊き出し班	炊き出し、食料管理、受け入れ
安全・警備班	安全管理、巡回警備

## 6 出火防止及び初期消火対策

### (1) 出火防止

大地震時等においては、各所に同時多発的な出火が考えられ、道路、建物の損壊による障害物などが重なると、消防力は大きく阻害される。また、強風、夜間といった悪条件が加わると一層火災の拡大が懸念されることから、出火防止の徹底を図るため、各家庭において、主として次の事項に重点を置いて点検整備する。

- ① 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓
- ② 可燃性危険物品等の保管方法の再確認
- ③ 消火器等の消火資機材の整備
- ④ 感震ブレーカー等の整備
- ⑤ その他建物等の危険箇所の把握

### (2) 初期消火対策

大地震発生時等には、火災の同時多発、消防車の通行不能、消火栓の使用不能等により、消防機関の活動は通常の場合よりも大幅に制限される。

すべての住民が自宅や隣近所といったごく身近なところで初期消火活動を実践し、火災の拡大を防御することが重要であるため、安全を確保しつつ、迅速に初期消火活動を行い、火災の拡大を防御する。

また、消火器、エアゾール式簡易消火具の各家庭への設置の促進を図る。

## 7 火災延焼対策

大地震発生時に電気による出火を防ぐため、地震の揺れを感知して、自動的に電気の供給を遮断する感震ブレーカーの設置を促進する。

## 8 災害危険の把握

災害予防に資するため、次のとおり地区固有の防災問題に関する把握を行う。

また、それらを記載した地図を作成し、地区内で情報共有する。

### (1) 把握事項は、次のとおりとする。

- ① 危険地域、区域等
- ② 地区の防災施設、設備（消火栓及び防火水槽の位置等）
- ③ 過去の災害履歴、災害に関する伝承

### (2) 把握の主な方法は、次のとおりとする。

- ① 相模原市防災アセスメント調査
- ② 相模原市地区別防災カルテ
- ③ 相模原市ハザードマップ（内水）
- ④ 清新地区防災マップ
- ⑤ さがみはら防災ガイドブック
- ⑥ さがみはら防災マップ
- ⑦ 地区内の踏査（防災まち歩き）
- ⑧ 富士山ハザードマップ
- ⑨ 富士山火山防災マップ

## 9 高層共同住宅の災害対策

高層共同住宅の管理者は、敷地・建物内に防災備蓄スペース、防災対応トイレなど、ライフラインが復旧するまでの間、居住者が自立生活できるための震災対策用設備等を確保するよう努める。

## 10 新型コロナウイルス等感染症対策

新型コロナウイルス等感染症のまん延を防止するため、避難所運営マニュアルに基づく感染症対策を実施する。

## 第2章 災害に対する備え

### 1 基本方針

日ごろから災害に対する十分な備えを行うとともに、発災直後の迅速かつ効果的な対応を図ることで被害を軽減する。

### 2 防災知識の普及・啓発

地区住民の防災意識を高揚するため、次のとおり防災知識の普及・啓発を行う。

(1) 普及・啓発事項は、次のとおりとする。

- ① 防災組織及び防災計画に関すること。
- ② 地震、火災、水災等についての知識に関すること。
- ③ 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- ④ 地震発災後72時間における活動の重要性に関すること。
- ⑤ 食料等を3日以上確保することの重要性に関すること。
- ⑥ 住宅の安全対策に関すること。(耐震化、感震ブレーカー、家具の固定等)
- ⑦ ブロック塀の安全対策に関すること。
- ⑧ ペットの災害対策に関すること。
- ⑨ 南海トラフ地震臨時情報に関すること。
- ⑩ 防災メールやテレビ神奈川データ放送など防災情報の取得に関すること。
- ⑪ 火山災害の知識に関すること。
- ⑫ 警報発表時や高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令時にとるべき行動に関すること。
- ⑬ 自分は災害に遭わないという思い込み(正常性バイアス)等の知識に関すること。
- ⑭ 通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方に関すること。(状況に応じて地区外への拡大避難)
- ⑮ その他防災に関すること。(消火栓や防火水槽付近には駐車しない等)

(2) 普及・啓発の方法は、次のとおりとする。

- ① 広報誌、パンフレット、リーフレット、チラシ等の配布
- ② 講演会、座談会、映像ソフト上映会等の開催
- ③ パネル等の展示
- ④ 防災地図等の作成

(3) 実施時期

火災予防運動期間(3月1日~3月7日、11月9日~11月15日)市防災週間(7月第1週の土曜日から1週間)等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、他の催し物に付随する形式で随時実施する。

### 3 災害に備えた各家庭での取組

月に一度は家族全員で防災会議を開くなど、地震等各種災害を想定して、わが家の安全対策や避難の方法・緊急連絡手段等の取り決めなどの話し合いを行う。

また、非常持ち出し品や防災用具の点検や補充を随時実施する。

## 4 防災訓練の実施

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、災害時要援護者対策等が迅速かつ適切に行えるよう、次により防災訓練を実施する。

### (1) 訓練の種類

訓練は、個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練とする。

### (2) 個別訓練の種類（単位自主防災隊単位）

- ① 情報収集・伝達訓練
- ② 消火訓練
- ③ 避難訓練（一時（いつとき）避難場所）
- ④ 救出・救護訓練
- ⑤ 給食・給水訓練
- ⑥ 避難所運営訓練

### (3) 総合訓練

総合訓練は、2つ以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

また、避難所、地区防災組織及び市等が行う訓練に参加する。

### (4) 体験イベント型訓練

防災を意識せずに災害対応能力を高めるために行うものとする。

### (5) 図上訓練（DIG、HUG、クロスロード）

実際の災害活動に備えるために行うものとする。

### (6) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

### (7) 訓練の時期及び回数

訓練は、原則として春季（3月1日～3月7日）及び秋季（11月9日～11月15日）の火災予防運動期間中並びに防災の日（9月1日）に実施する。総合訓練にあつては年1回以上、個別訓練にあつては随時実施する。

### (8) 訓練の実施結果

訓練実施後、実施結果（訓練内容等）を清新地区自主防災協議会と共有する。

## 5 防災資機材等の点検・管理

次のとおり防災資機材等の備蓄及び管理を行う。

### (1) 配備計画

防災資機材等の配備場所、数量を適正に管理し計画的な備蓄に努める。

### (2) 定期点検

市防災週間（7月第1土曜日から1週間）を全資機材の点検日とする。



## 6 災害時要援護者の把握、避難支援体制

災害が発生した場合に、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者などに対する適切な応急対策及び救援活動等を行うため、日頃から地区のコミュニティ形成や社会福祉活動に積極的に取り組み、災害時に備える。

### (1) 災害時要援護者の把握

各自治会において、自治会の規模や活動の状況等に応じて、災害時に支援を希望する者を募るなど、各自治会別に災害時要援護者名簿・マップ等を作成して災害時要援護者の把握に努める。

### (2) 災害時要援護者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

災害時要援護者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等について予め検討し、訓練等に反映させる。

### (3) 災害時要援護者の避難支援

市から避難指示等が発令されたとき、又は地区防災本部が避難の必要があると認めたとき、地区防災本部は避難支援開始の指示を自主防災隊に行い、行動が困難な災害時要援護者を優先的に安全な避難場所等へ誘導を行う。

また、視覚障害者、聴覚障害者及び外国人への災害情報の提供に配慮する。

# 3. 応急対策計画

## 第1章 清新地区災害対策本部活動

### 1 清新地区災害対策本部の設置

相模原市で「震度5強」以上の地震が観測された場合、または南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、もしくは風水害等により、地区に災害被害が想定される場合、その他必要と認める場合には、清新公民館に「清新地区災害対策本部（以下「清新地区本部」という。）」を設置する。

また、地区連合自主防災隊編成隊員は、速やかに本部に集合する。

### 2 清新地区本部の活動

本部は、地区内の被害情報等の収集及び災害時要援護者の避難支援を行うとともに、地区内の状況について清新地区現地対策班（以下「現地対策班」という。）に報告する。

また、避難所運営協議会、現地対策班及び単位自主防災隊との連絡・調整を行う。

### 3 災害時の動員・連絡体制

災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、連合自主防災隊長等は、必要に応じて連合自主防災隊員の動員を指示する。

### 4 情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な防災・応急措置を行うため、情報の収集・伝達は、テレビ、ラジオ、各種電話、防災行政無線（ひばり放送）、FAX、インターネット、伝令等による。情報は、簡潔明瞭が肝心であり、「いつ、どこで、なにが、（だれが）、どうして、どのように」の要領で情報を収集し、伝達する。

### 5 清新地区本部の廃止

地震、風水害等による災害発生のおそれなくなった場合、または国から後発地震に対して注意する措置の解除が呼びかけられた場合等、もしくは発生した災害・応急対策が概ね終了したと認められる場合には、清新地区本部を廃止する。

清新地区本部を廃止した場合には、現地対策班にその旨を連絡する。

## 第2章 応急対策活動

### 1 水防活動・初期消火活動

#### (1) 水防活動

風水害時、雨量の増加による浸水（内水）が発生した場合には、地区住民及び単位自主防災隊等は、浸水（内水）被害を防ぐため消防機関等の活動に協力する。

#### (2) 初期消火活動

発災後、初期段階においては、地区住民、単位自主防災隊等は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関等に協力するよう努めるものとする。

なお、火災に際しては初期消火が特に重要になるため、単位自主防災隊等は各家庭に対して、火の元の始末など出火防止のための措置を講ずるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器や水バケツ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

### 2 救出・救護・搬送

#### (1) 救出・救護活動

地区住民、単位自主防災隊等は、建物の倒壊、落下物等により救出・救護を必要とする者が生じたときは、直ちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は、救出・救護活動に積極的に協力する。

#### (2) 救出・救護活動等の原則

- ① 救出・救護活動は、救命処置を必要とする者を優先して行う。
- ② 救出・救護の事態が火災現場付近とそれ以外の場所にあった場合は、火災現場付近の救出・救護を優先して実施する。
- ③ 傷病者の救急搬送は、救命処置を必要とする者を優先して、医療機関に搬送し、その他の傷病者は、消防団員、単位自主防災隊等の協力を得て、自主的な応急手当を行う。

#### (3) 救護所への搬送

単位自主防災隊の救出・救護班は、負傷者の状態が医師の手当を必要とすると認めるとき、救護所等へ搬送する。

- ① 清新小学校（救護所）
- ② 相模原中央メディカルセンター（拠点救護所）

#### (4) 防災関係機関の出動要請

単位自主防災隊の救出・救護班は、防災関係機関による救出が必要であると認めるときは、119番通報し、防災関係機関の出動を要請する。

### 3 避難誘導

単位自主防災隊等は、災害が発生し、又は発生のおそれがあり、人命に危険が生じ、又は生じる恐れがあるときは、区域内にいる全ての人に対して、次により避難誘導を行う。

#### (1) 避難誘導の指示

市から避難指示等が発令されたとき、単位自主防災隊の隊長等は避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

#### (2) 避難誘導

避難誘導班員は、単位自主防災隊の隊長等から避難誘導開始の指示を受けた時は、地区住民を避難所等に誘導する。

### 4 災害時要援護者対策

単位自主防災隊等は、災害時において、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者などの災害時要援護者に対して、地区住民、関係機関等の協力を得て、効果的な応急対策を総合的かつ優先的に行うものとする。

#### (1) 災害発生時の対応

災害発生後概ね3日間を目途に、災害時要援護者の安否確認や避難支援等の支援活動を積極的に行うこととする。

#### (2) 情報収集

大規模災害が発生した場合、安全が確保される範囲内において、避難行動要支援者名簿情報等をもとに避難行動要支援者宅の個別訪問など、主体的に安否確認を行い、地区内で情報を共有するとともに清新地区本部に報告する。

#### (3) 避難誘導

災害時要支援者のうち、自力避難が困難な市民については、災害時要援護者支援班が自主防災組織、消防団、近隣住民、その他関係機関等の協力を得て、避難誘導を行う。

また、自主防災組織は避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難行動要支援者名簿情報等を活用した避難支援を実施する。

#### (4) 避難行動要支援者対策

個別避難計画が作成されている避難行動要支援者については、個別避難計画に定めるところにより、避難支援等実施者が避難誘導及び支援を行う。

### 5 住民の安否確認等

単位自主防災隊等は、避難所運営協議会及び現地対策班から、住民の安否確認の情報収集を行い、必要に応じて安全が確保される範囲内において現地確認を行い、住民の安否確認の情報収集を行うとともに、地区内の安全管理、警備・巡回等を行う。

また、収集された情報等については、適時、清新地区本部に報告を行い、報告を受けた清新地区本部は、随時、現地対策班に報告する。

## 6 在宅避難者の把握・支援

単位自主防災隊等は、避難所運営協議会及び現地対策班から、在宅避難者の情報収集を行うとともに、随時、現地等での情報収集を行い、必要に応じて、避難所運営協議会及び現地対策班と協力して在宅避難者への支援を行う。

## 7 避難所運営

避難所運営については、「避難所運営マニュアル」に基づき、避難所運営協議会が中心となって、避難所運営を行うこととする。

## 8 車中泊等の避難所外避難者への対応

避難については、親戚宅等や避難所を原則とするが、やむを得ず車中泊等を選ぶ避難者については、在宅避難者名簿に登録を行う。

また、エコノミークラス症候群の健康管理に係る注意喚起を行う。

## 9 多様な視点に基づいた避難所等の運営

避難所等は、障害のある方や慢性疾患、アレルギー等の個人的な事情を抱えた方のほか、乳幼児や性的少数者など様々な方が利用する。こうした方々に対し可能な限り配慮しながら、多様な視点に基づいた避難所等の運営を行う。

## 10 ボランティアとの連携

災害時におけるボランティア活動については、避難所等に困りごと相談窓口を設置するなどして、避難者の困りごと等を把握し、現地対策班及び相模原災害ボランティアセンター等と連絡調整を行い、以下の各種活動分野に対して、必要に応じて支援を要請することとする。

### (1) 専門ボランティアの活動分野

- ア 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、柔道整復師等）
- イ 福祉（手話通話、介護士）
- ウ 無線（アマチュア無線技士、タクシー無線）
- エ 特殊車両操作（大型重機等操作資格者）
- オ 通訳（外国語通訳）
- カ 被災建築物の応急危険度判定（応急危険度判定士）
- キ 相談業務（弁護士、会計士、カウンセラー等）
- ク その他専門知識や技能を必要とする分野

### (2) 生活支援ボランティアの活動分野

- ア 救援物資の整理、仕分け、配分
- イ 避難所の運営補助
- ウ 救護所の運営補助
- エ 清掃
- オ 災害時要援護者等の生活支援
- カ 広報資料の作成
- キ その他危険のない作業

## 1.1 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の地区防災隊や災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。

<p>他の自主防災隊との連携を強化する</p>	<p>単位自主防災隊を超えた連携として、地区連合自主防災隊があるが、その他、以下のような連携づくりに努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○隣接する自主防災隊との連携（小規模組織での合同訓練の実施等）</li> <li>○地区連合自主防災隊間の連携・協力応援体制</li> </ul>
<p>市の支援体制を活用する</p>	<p>自主防災隊は、防災の専門家や関係機関の指導、助言を必要とする面もある。各種訓練の実施や日常活動を効果的に進めるためには、行政機関や防災関係機関との協力関係が必要である。</p> <p>各自主防災隊は、毎年、「自主防災組織変更届出書」を市に提出し、防災訓練、研修会などを実施する場合は「防災訓練等実施申請書」を提出することによって、市からの支援が受けられる体制となっている。</p>
<p>事業所等との協力関係を構築する</p>	<p>平日の昼間への対応として、地域にある事業所等と協力関係を構築しておくことは有効な手段である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○平常時の連携づくり <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所等の自主防災隊への参加促進</li> <li>・事業所等の防災訓練への参加促進</li> </ul> </li> <li>○災害時における協力関係の構築 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所等で編成する自衛消防隊の初動期での周辺地域への応援</li> <li>・事業所等で保有する重機・機器及び関係施設の活用</li> </ul> </li> <li>○市の役割 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所等への意識啓発</li> <li>・協力関係構築に関する指導</li> </ul> </li> </ul>
<p>避難所運営を念頭においた協力体制をつくる</p>	<p>避難所の運営は、避難者や単位自主防災隊が中心に行うことになるが、避難所の運営を円滑に行うため、平常時から、同一避難所に避難する単位自主防災隊、学校長及び避難所担当市職員が相互にそれぞれの役割、業務内容などについて理解を深める協議の場を設けるとともに、実践的な避難所運営訓練を行うことが必要である。</p> <p>特に、単位自主防災隊の避難所作業班は、避難所運営本部の立ち上げを行うとともに、運営本部内に組織される各班に加わり、具体的な運営管理を行う。</p>
<p>協力を依頼する人達との取り決めを行う</p>	<p>医療関係従事者、民生委員・児童委員、建設業関係従事者、大型建設機械の操作技術者、その他の特殊技能者、アマチュア無線や手話通訳、救急救命士、応急危険度判定士等の資格取得者、ボランティア活動の希望者など、災害時に協力を依頼することが考えられる人、特に地域に在住・在勤している人達と災害時の協力・応援に関する取り決めを結んでおくことは、いざというときに非常に役に立つ。</p>

## 12 南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対応

南海トラフ地震臨時情報が発表され、事前の準備行動を行う必要があると認められた場合には、後発地震の発生に備えた事前避難対策等を実施する。

### (1)南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、最初の地震発生から1週間を基本に次の対応を行う。

ア 日ごろからの地震への備えを再認識する。

イ 地震発生後の避難では明らかに避難が完了できない災害時要援護者等は、避難を開始し、それ以外の者は避難準備を整え、状況に応じて避難する。

ウ 2週間が経過後は、地震の発生の可能性がなくなったわけではないことに留意し、通常の生活に戻る。

### (2)南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合、最初の地震発生から1週間を基本に次の対応を行う。

ア 日ごろからの地震への備えを再認識する。

イ 1週間が経過後は、地震の発生がなくなったわけではないことに留意し、通常の生活に戻る。

### (3)後発地震に備えた事前避難

ア 住民の避難は、親戚・知人宅等への避難が基本であること。

イ 食料や生活用品などは避難者が準備することが基本であること。

ウ 日ごろからの地震への備えを再確認する。